平成30年2月弘前市農業委員会総会議事録

平成30年2月23日午後3時00分、弘前市農業委員会総会を弘前市立中央公民館相馬館「1階研修室1・2・3」に招集する。

出席委員 21名

1番	前田 優考	委員	3番	町田 功	委員	2番	須藤 秀人	委員
4番	山本 修平	委員	5番	三上 悦治	委員	7番	佐藤 剛郎	委員
8番	山内 知人	委員	9番	成田 繁則	委員	11番	岩谷 裕子	委員
14番	木村 芳文	委員	15番	伊藤 公正	委員	16番	小林 政貴	委員
17番	佐藤 耕一	委員	18番	鳴海 忠三郎	委員	19番	木村 司	委員
20番	三上 幸雄	委員	21番	奥元 勝義	委員	23番	櫻庭 潤	委員
24番	白濱 不二男	委員	25番	外﨑 眞司	委員	26番	棟方 健	委員

欠席委員 4名

6番	進藤 司	委員	10番	石岡 千鶴子	委員	12番	相馬 司幸	委員
13番	小嶋 勇成	委員						

出席事務局 9名

事務局長	鎌田 雅人	事務局次長	三上 勇造
事務局次長補佐	小堀 正也	事務局主幹兼農地係長	佐藤 祝幸
事務局農政係長	髙橋 貢	岩木分室総括主査	関 進一郎
相馬分室総括主査	藤田 徹	事務局主査	田澤 磨美
事務局主事	相馬奈津美		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第10号 農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第11号 農地転用許可に係る意見について
議案第12号 農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第13号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について
議案第14号 農用地利用集積計画の決定について
議案第15号 農用地利用集積計画策定の要請について
議案第16号 農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第17号 引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税）
議案第18号 引き続き農業経営を行っている等の証明について（相続税）

報告第4号 農地法第3条の許可取消について
報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第6号 市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第7号 農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開会時刻 15 時 00 分］

事務局次長　会議を始める前に皆様にお願いいたします。
携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。
ながらくお待たせいたしました。
ただいまから平成 30 年 2 月弘前市農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。
総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。

欠席者の通告があります。
議席番号 6 番進藤司委員、10 番石岡千鶴子委員、12 番相馬司幸委員、13 番小嶋勇成委員の 4 名であります。
ただいまの出席者数は 21 名で定足数に達しております。
よって、直ちに会議を開きます。

次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。

3 番町田功委員、4 番山本修平委員、5 番三上悦治委員、
以上 3 委員を指名いたします。

また、書記には、事務局職員の田澤磨美主査を任命いたします。

議事に入る前にお願いを申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。

議案第 10 号を議題といたします。

議案第 10 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 10 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件

事務局次長　5,742.74㎡、畑19件78,608㎡、合計21件84,350.74㎡であります。
　また、使用収益権関係は、田6件21,152㎡、畑11件75,025㎡、合計17件96,177㎡ であります。
　なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明を省略いたします。
　以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る2月13日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。
　当日の調査委員は、白濱不二男副委員長、佐藤耕一副委員長、山本修平委員、三上悦治委員、それに私、町田であります。
　3条許可申請について、新規就農による申請4件について事情聴収を行いました。
　4ページをお開きください。
　所有権関係、受付番号28番について申し上げます。
　申請地は申請人の義父が所有する農地であり、義父が高齢により離農するため、申請地を買い受け営農すると申し述べておりました。
　義父等から指導を受け、また農機具等は全て譲り受け営農するとのことから、技術等、特に問題はないと判断しました。
　続きまして所有権関係、受付番号29番について申し上げます。
　譲受人は実家が農家であり、40歳まで農作業をしていましたが、再び営農したい思いから本申請に至りました。
　申請地でじゃがいもを作付し、同時申請の借り入れ地では、りんごを作付けする予定であり、一通りの農作業経験もあることから、技術力等、特に問題はないと判断しました。
　なお、48ページ、議案第15号、使用収益権関係、受付番号3番と併せて下限面積要件を満たすことも申し添えます。
　続きまして、6ページをお開きください。
　所有権関係、受付番号33番について申し上げます。
　申請人は、実家の土地を譲り受け、ぶどうの栽培を行うと申し述べておりました。農機具等は実家と共同で使用し、父親及び弘果の指導の元に営農するため、技術力等、特に問題はないと判断しました。
　続きまして、13ページをお開きください。
　使用収益権関係、受付番号47番について申し上げます。
　申請人は幼い頃からりんご農家になりたいとの思いがあり、本申請に至ったと申し述べておりました。実家がりんご農家であるため、農作業経験があり、今後も親の指導を受け営農するとのことで、技術力等、特に問題はないと判断しました。
　この他の申請も含め、申請書を審査し、検討した結果、全ての申請において、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号については、いずれも該当しないと認められました。
　また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も許可相当であると考えられました。
　以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

　（な　し）

鳴海忠三郎委員　〈議事参与の制限に関する旨の申出あり〉

（鳴海委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、先に10ページの所有権関係受付番号44番について御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　所有権関係、受付番号44番は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第10号のうち、所有権関係、受付番号44番は、委員長報告のとおり決定いたします。

鳴海委員の着席をお願いいたします。

（鳴海委員着席）

議　　長　それでは、議案第10号のうち、所有権関係、受付番号44番を除く申請について、御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第10号のうち、所有権関係、受付番号44番を除く申請については、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第10号のうち、所有権関係、受付番号44番を除く申請については、委員長報告のとおり決定いたします。

次に、議案第11号を議題といたします。

議案第11号は「農地転用許可に係る意見について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第11号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第4条第1項及び同法第4条第2項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、畑1件806.93㎡であります。
なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。
以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であり、意見なしとの申し出があったことを報告します。
20ページをお開きください。
調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号1番は、第一種農地で原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外規定となる農業用施設等であることから、転用可能となるものであります。
また、許可後すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。
以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。
以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第11号について、御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第11号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第12号を議題といたします。

議案第12号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第12号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第5条第1項及び同法第5条第3項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田3件3,199㎡、畑1件334㎡、合計4件3,533㎡であります。
また、使用収益権関係は、田1件1,558㎡、畑1件440㎡、合計2件1,998㎡であります。
なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。
以上であります。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であり、意見なしとの申し出があったことを報告します。

23 ページをお開きください。

調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係の受付番号 7 番及び 8 番は、農地区分が第一種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外規定となる周辺居住者、事業者の施設等で集落に接続して設置されるものであることから転用可能となるものであります。受付番号 9 番は、農地区分が原則許可となる第三種農地であります。受付番号 10 番は、農地区分が第二種農地で、第三種農地や非農地に代替土地がない場合に限り許可できる農地区分ですが、第一種農地の例外許可事由に該当することから、代替土地の検討を要せず転用可能となるものであります。以上 4 件は、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。

24 ページをお開きください。

使用収益権関係の受付番号 1 番は、農地区分が第一種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外規定となる周辺事業者の施設等で集落に接続して設置されるものであることから転用可能となるものであります。受付番号 2 番は、農地区分が原則許可となる第三種農地であります。2 件とも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。

また、いずれも計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。

以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。

以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 12 号について、御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 12 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 12 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 13 号を議題といたします。

議案第 13 号は「農地転用許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 13 号は、「農地転用許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について」であります。提案理由は、「農地法関係事務処理要領」第四の規定に基づき、変更承認申請書の提出のあった農地転用事業計画について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、田 1 件 1,098 ㎡であります。

なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。

以上であります

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、変更後の転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告いたします。

26 ページをお開きください。

申請地は、水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、市立津軽中学校の北東約 220m、岩木総合支所の北西約 430mに位置する第三種農地で、平成 29 年 6 月 8 日付け指令第 1432 号で農地法第 5 条第 1 項により、建売住宅 4 棟建築の目的で転用許可済みであります。その後、造成工事が完了し、買主を募集したところ、三世帯の同居を考えている家族から、申請地に三世帯で居住する住宅としたいとの要望があり、三世帯にあわせた住宅、ガレージ等を配置した利用計画とすることから、棟数を 4 棟から 1 棟にする農地転用事業計画の変更申請をすることとしたものであります。

調査会で検討した結果、変更前の転用事業については、許可目的の達成が困難になったことが、事業者の故意または重大な過失によるものとは認められず、また、変更後の転用事業についても、変更承認後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。

以上申し上げたことから、事業計画の変更については承認相当と考えられました。

以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 13 号について、御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 13 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 13 号は「承認」相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 14 号を議題といたします。

議　　長　　議案第 14 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 14 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。
提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 10 件 100,675 ㎡、畑 18 件 131,443 ㎡、その他 231 ㎡、合計 28 件 232,349 ㎡であります。
また、使用収益権関係は、田 10 件 84,856.59 ㎡、畑 1 件 8,257 ㎡、合計 11 件 93,113.59 ㎡であります。
なお、内容につきましては、農用地利用調整会議が開催されておりますので、説明は省略いたします。
以上であります。

議　　長　　農地流動化推進委員長に農用地利用調整会議の報告をお願いします。

推進委員長　　議案第 14 号で提案されております、農用地利用集積計画については、去る 2 月 7 日、奥元勝義副委員長と外﨑眞司委員と、私、鳴海と事務局職員の出席のもとで、農用地利用調整会議を開催しておりますので、その結果を報告します。
基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であること、また、所有権関係については、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されていることから、全てについて、要件を満たしておりました。
さらに、利用権の設定等を受けようとする土地及び、受け手申出者が現に耕作している農用地の位置など、利用条件を検討した結果、農用地の利用の集積並びに、受け手申出者の農業経営の改善、安定に資するものと認められました。
37 ページをお開きください。
所有権関係、受付番号 54 番から 39 ページ 59 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。
40 ページをお開きください。
使用収益権関係、受付番号 4 番から 43 ページ 14 番については、農地中間管理事業の実施のため、公益社団法人あおもり農林業支援センターへの貸借の計画案となります。
以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。
以上、報告いたします。

鳴海忠三郎委員　　〈議事参与の制限に関する旨の申出あり〉

（鳴海委員退席）

議　　長　　「議事参与の制限」の規定に該当する申請がありますので、先に 39 ペ

議　　長　　ージ所有権関係受付番号58番について御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　所有権関係、受付番号58番は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第14号のうち、所有権関係、受付番号58番は、委員長報告のとおり決定いたします。

鳴海委員の着席をお願いいたします。

（鳴海委員着席）

議　　長　　それでは、議案第14号のうち、所有権関係、受付番号58番を除く申請について、御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第14号のうち、所有権関係、受付番号58番を除く申請については、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第14号のうち、所有権関係、受付番号58番を除く申請については、委員長報告のとおり決定いたします。

次に、議案第15号を議題といたします。

議案第15号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第15号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。

提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対して要請したいので、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係は畑5件20,801㎡であります。

また、使用収益権関係は、畑2件10,050㎡であります。

今回提出されました7件につきましては、所有者からの申し出により、地区を担当する農業委員及び推進委員が調整委員となり、同法第18条第3項の全ての要件を満たす受け手の掘起しと調整にあたった結果、売買が5件、賃貸借2件が整ったものであり、先の議案第10号において事前調査委員長から報告がありましたように、48ページ使用収益権関係の受付

事務局次長　番号 3 番の新規就農も含め、利用集積計画を定めるよう市長に要請することが適当であると認められるものであります。
　以上であります。

議　　長　それでは、議案第 15 号について、御審議願います。

　御質問等ございませんか。

　（な　し）

議　　長　議案第 15 号は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

　（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 15 号は、要請することに決定いたします。

　次に、議案第 16 号を議題といたします。

　議案第 16 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。

　事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 16 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。
　提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
　今会議に提出されました件数と面積は、田 10 件 84,856.59 ㎡、畑 1 件 8,257 ㎡、合計 11 件 93,113.59 ㎡であります。
　今回提出されました 11 件につきましては、先の議案第 14 号で決定されました利用集積計画のうち 40 ページの使用収益権関係、受付番号 4 番以降の農地中間管理機構である農林業支援センターが借り受ける農地について、農地中間管理規定に定める優先順位に従って、担い手に貸し付けられるものであります。
　従いまして、議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるものであり、配分計画案は適当と認められるものあります。
　以上であります。

岩谷裕子委員　〈議事参与の制限に関する旨の申出あり〉

　（岩谷委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申請がありますので、先に 51 ページ使用収益権関係、受付番号 4 番について御審議願います。

　御質問等ございませんか。

　（な　し）

議　　長　使用収益権関係、受付番号 4 番については、計画案に異議がないものと決定して、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第16号のうち、使用収益権関係、受付番号4番については、計画案に異議がないものと決定いたします。

岩谷委員の着席をお願いいたします。

（岩谷委員着席）

議　　長　　それでは、議案第16号のうち、使用収益権関係、受付番号4番を除く申請について御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第16号のうち、使用収益権関係、受付番号4番を除く申請については、計画案に異議がないものと決定して、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第16号のうち、使用収益権関係、受付番号4番を除く申請については、計画案に異議がないものと決定いたします。

次に、議案第17号を議題といたします。

議案第17号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税）」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第17号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税）」であります。提案理由は、租税特別措置法施行規則第23条の7第42項及び地方税法施行規則附則第4条第3項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている等の証明書の発行について、農業委員会等に関する法律第6条第1項第3号の規定に基づき、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数は2件であります。
農業を営むものが農地の全部を農業後継者となる推定相続人の 1 人に一括贈与した時は、農業後継者に課税される贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受けることができ、贈与者また受贈者のいずれかが亡くなった時は、その贈与税及び不動産取得税は免除されますが、受贈者は、納税猶予の期限が確定するまでの間、3年を経過する日までに、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を、弘前税務署長及び中南地域県民局長に提出することになっております。届出書には、農業委員会の発行する証明書の添付が必要であることから申請があったものであり、この2件につきましては、事務局職員による農地台帳の確認及び本人への聞き取り、特例対象農地の現地調査を実施した結果、引き続き農業経営を行っている者として認められたものであります。以上のことから、前回の証明日の翌日から平成30年2月23日までの期間について証明するものであります。

議　　長　　それでは、議案第 17 号について、御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 17 号は、原案のとおり証明することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 17 号は、原案のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第 18 号を議題といたします。

議案第 18 号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（相続税）」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 18 号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（相続税）」であります。

提案理由は、租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 第 32 項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている等の証明書の発行について、農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数は 1 件であります。

農業を営んでいた被相続人から農地等を相続等で取得し、農業を継続する場合には、農業相続人に課税される相続税の徴収猶予の特例を受けていることができ、一定の要件に達した時は、その相続税は免除されますが、相続人は、納税猶予の期限が確定するまでの間、3 年を経過する日までに、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を、弘前税務署長に提出することになっております。届出書には、農業委員会の発行する証明書の添付が必要であることから申請があったものであります。この 1 件につきましては、生前一括贈与にかかる贈与税が免除され、相続税の課税対象となったことから、改めて本特例を受けているものであります。事務局職員による農地台帳の確認及び本人への聞き取り、特例対象農地の現地調査を実施した結果、引き続き農業経営を行っている者として認められたものであります。以上のことから、前回の証明日の翌日から平成 30 年 2 月 23 日までの期間について証明するものであります。

以上であります。

議　　長　　それでは、議案第 18 号について、御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 18 号は、原案のとおり証明することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第18号は、原案のとおり証明することに決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第4号「農地法第3条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第4号は、「農地法第3条の許可取消について」であります。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可が取消されたので本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、畑1件9,140㎡であります。
なお、取消理由につきましては、61ページの取消理由欄に記載のとおり、譲受人の都合となっております。
譲受人であった農地所有適格法人から、先ほどの8ページ、議案第10号所有権関係、受付番号40番で許可になりましたように、代表個人へ申請を取り直したものです。
以上であります。

議　　長　　報告第4号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

次に、報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第5号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。別紙のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田4件24,256㎡、畑6件53,581.31㎡、合計10件77,837.31㎡であります。
なお、届出理由につきましては、64ページ以降の各届出事由欄に記載のとおり、相続となっております。
以上であります。

議　　長　　報告第5号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第6号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第6号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、5条関係の畑3件3,860㎡であります。
なお、届出理由につきましては、68ページの届出理由欄に記載のとおり、であります。
以上であります。

議　　長　　報告第6号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第７号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第７号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。

別紙のとおり、農地法第18条第１項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。

今会議に報告されました件数と面積は、田８件24,863㎡、畑５件32,409㎡、合計13件57,272㎡であります。

なお、解約理由につきましては、71ページ以降の解約事由欄に記載のとおりでございます。

以上であります。

議　　長　　報告第７号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［閉会時刻15時47分］